

第20号様式

理 容 所 開 設 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

開設者
住 所（法人にあつては所在地）
（郵便番号）
氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話 — —

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

理 容 所	名 称			電話 — —
	所 在 地	〒		
管 理 師 管 理 容 師	住 所	〒		
	氏 名			
理 容 師 そ の 他 の 従 事 者	氏 名	理容師・実習生・その他	免 許 証 番 号	
		理容師・実習生・その他	第 号	
		理容師・実習生・その他	第 号	
		理容師・実習生・その他	第 号	
		理容師・実習生・その他	第 号	
		理容師・実習生・その他	第 号	
理容所の構造及び設備の概要		別表のとおり		
開 設 予 定 日		年 月 日	※ 確認調査予定日時	月 日 時
重複開設の 美 容 所	名 称			
	開設予定日			
証 紙 貼 付 け 欄				保健所受付印

注1 この開設届には、次の書類を添付すること。

- (1) 開設者が外国人の場合には、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
 - (2) 管理理容師については、管理理容師としての資格を有することを証する書類を提示し、その写しを添付すること。
 - (3) 理容師については、結核、皮膚疾患その他施行規則第19条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 2 この開設届の欄に記載することができないものは、別紙を作成して記載すること。
 - 3 「重複開設の美容所」欄について、現に美容所が開設されている場合は当該美容所の名称を、美容師法第11条第1項の届出がされている場合は当該美容所の開設予定日を、各記入欄へ記入すること。
 - 4 ※欄は記入しないこと。

(別表)

理容所の構造及び設備の概要				
面 積	m ²	天 井 の 高 さ	・ m	
床 面 の 材 質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他 ()			
腰 板 の 材 質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他 ()			
洗場床面材質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他 ()			
採 光 ・ 照 明 及 び 換 気	窓面積	m ²	換気装置 有 (個) 無	
	蛍光灯 電球	W W	本 個	W W 本 個
理 容 椅 子	脚			
消 毒 設 備	紫外線消毒器・蒸気消毒器・薬液消毒器・その他 ()			
附 帯 設 備	消毒済器具等保管設備	箇所	未消毒器具等保管設備	箇所
	蓋 付 き の 汚 物 箱	個	蓋 付 き の 毛 髪 箱	個
洗場、鏡、理容椅子及び理容器具等の保管設備の位置並びに面積を示した図面 (実測をメートル単位で記入すること。)				